

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション
に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申告者

(納税義務者等)

住所(所在地)

フリガナ氏名(名称)

電話番号

住所

代理人

フリガナ氏名

電話番号

地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番			
	マンション名			
	専有部分の種類(用途)		家屋番号	
	床面積	. m ²	建築年月日	. .
	登記年月日	. .	大規模の修繕等工事完了年月日	. .
で 3 か月以内 に提出 できな かった 理由	※工事完了日から 3 か月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。			

備考	※太枠内は職員が記入しますので、申告者の方は記載不要です。
	添付書類(下記書類は写しでも可) ☐ 大規模の修繕等証明書(地方税法附則 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する工事) ☐ 過去工事証明書(地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号イ) ☐ 設計図書等(地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 1 号ロ) ☐ 助言・指導内容実施等証明書(地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号イ) ☐ 修繕積立金引上証明書(地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号ロ) ☐ 認定通知書(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 6 又は第 1 条の 11 に規定する通知書)

添 付 書 類

- 大規模の修繕等証明書
 - 過去工事証明書
 - 設計図書等（施設を含んだ総戸数が10戸以上であることが確認できる書類）
 - 助言・指導内容実施等証明書
（助言又は指導を受けた管理者等の管理組合に係るマンションの場合）
 - 修繕積立金引上証明書（管理計画認定マンションの場合）
 - 認定通知書（管理計画認定マンションの場合）
- ※添付書類はすべて写しでも可能です。

申告書の提出について

マンション管理組合の管理者またはマンション管理組合法人の理事（以下、「マンション管理組合の管理者等」という）が申告を行う場合は、納税義務者ごとに申告を行う必要はありません。

記 入 方 法

- 1 申告者（納税義務者）の欄には、大規模の修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者もしくはマンション管理組合の管理者等の住所または所在地、氏名または名称及び電話番号を記入してください。
- 2 代理人の欄には、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申告する人、その他の代理人の場合はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入してください。
なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。
- 3 家屋の内訳欄には、所在・地番・室番号・マンション名・家屋番号・専有部分の用途・構造・床面積・建築年月日・登記年月日・大規模の修繕等工事完了年月日をそれぞれ記入してください。
マンション管理組合の管理者等が申告を行う場合は、所在・地番、マンション名、大規模の修繕等工事完了年月日をそれぞれ記入してください。

※記入例

家 屋 の 内 訳	所在・地番	青葉区〇〇一丁目◇番□□		
	マンション名	〇〇〇〇マンション		
	専有部分の 種類（用途）	居宅	家屋番号	◇番□□
	床面積	80.25 m ²	建築年月日	S 59. 12. 20
	登記年月日	S 59. 12. 25	大規模の修繕等 工事完了年月日	R 7. 4. 10

- 4 備考欄は職員が記入しますので、記載の必要はありません。

※ 記入にあたってご不明な点がございましたら、下記固定資産税担当課までご相談ください。

お問合せ先（郵送先住所） 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-1			
青葉区に所在する物件	電 話	022-214-8604	北固定資産税課 市役所北庁舎2F
泉区に所在する物件	電 話	022-214-8605	
宮城野区・若林区に所在する物件	電 話	022-214-8694	南固定資産税課 市役所北庁舎3F
太白区に所在する物件	電 話	022-214-8695	